

再意見書

平成 21 年 7 月 13 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 あて

郵便番号 950-0916
にいがたけんにいがたしちゆうおうくよねやま1ちょうめ11ばんち11
住所 新潟県新潟市中央区米山一丁目 11 番地 11
かぶしきかいしゃぐろーばるねっとこあ
氏名 株式会社グローバルネットコア
だいひょうとりしまりやくしゃちょう きたむらまさみ
代表取締役社長 北村正美

連絡先
電話番号
電子メール

平成 21 年 5 月 26 日付け情郵審第 3013 号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

【概要】

以下の理由により、「トンネル方式」のみを唯一の方式として採用すべきであり、「ネイティブ方式」による接続機能については認められるべきではないと考えます。

- ・異なる2方式が並存することにより、利用者に無用な費用負担をもたらす可能性が高い。
- ・異なる2方式が並存することにより、利用者に無用な混乱をもたらす恐れが高い。
- ・「ネイティブ方式」については、制度上・公正競争上の重大な問題点が多数指摘されており、早急な解決の目処が立たない。
- ・「トンネル方式」については、制度上・公正競争上の重大な問題点はなく、極めて現実的である。

【各論】

■2方式並存に対する懸念

NTT東西は「トンネル方式」と「ネイティブ方式」の2方式を同時並行的に提供する計画をもちますが、そもそも2方式を並存させねばならない合理的な理由はなく、むしろ2方式並存は利用者、ISP事業者、NTT東西のいずれにとっても無益なため、いずれか1つの方式のみを採用すべきと考えます。

利用者料金が低く保たれることが重要

インターネット利用の普及と健全な発展にとって、利用者料金が低く保たれることが重要であることは明らかなです。この視点から、意見書を提出した各社が「トンネル方式」と「ネイティブ方式」のそれぞれの費用に関する考察や意見を提出しておりますが、そもそもこの2方式を並存させることこそが最も費用のかかる案である、と当社は考えます。

無論、「トンネル方式」と「ネイティブ方式」には様々な技術的な違いがありますが、そもそもその目的として「IPv6 インターネット接続機能」の提供を目指していることに変わりはなく、そしてそのどちらか片方の方式だけの採用であっても目的は達成可能です。もちろん、2方式が並存しても目的は達成できますが、逆に言えば、積極的に並存しなければならない理由はなく、むしろ並存することにより、無駄な投資や設備維持費用が発生し、最終的に利用者料金に影響を

及ぼす可能性を懸念します。

当社は、利用者料金を低く保つため、「トンネル方式」と「ネイティブ方式」のいずれか一方のみを唯一の方式として採用すべきと考えます。

利用者を混乱させないことが重要

仮に 2 方式が並存した場合、利用者は、まったく同じように「フレッツサービス」で「IPv6 インターネット接続機能」を利用するとしても、利用者が契約する ISP 事業者によって異なる方式が採用されていた場合、接続手順や提供される IP アドレスの仕様、経路制御など、基本的な仕様が異なることとなります。利用するための接続設定は当然のこと、場合によっては必要とする機器すら異なる可能性があります。

またこれは、異なる ISP 事業者間の「IPv6 インターネット接続機能」の問題だけでなく、同一の ISP 事業者内の「IPv4 インターネット接続機能」と「IPv6 インターネット接続機能」についてすら、同様に基本的な仕様が異なってくる状況が作り出されます。

これは、明らかに利用者にとって無用な混乱と負担を強いることとなり、当然ながら ISP 事業者や NTT 東西にとっても、利用者への対応・支援に多大な労力と費用を要する結果を招くことが想像されます。そしてこのような状況となることが、日本におけるインターネット利用の普及と健全な発展に対する大きな妨げとなることを懸念します。

当社は、利用者の混乱をできる限り回避するため、現行の「IPv4 インターネット接続機能」とほぼ同等の提供方式・契約形態で「IPv6 インターネット接続機能」を提供しうる「トンネル方式」のみを唯一の方式として採用すべきと考えます。

■制度上・公正競争上の懸念

指摘されている問題点は重大かつ多数

意見書を提出した各社によって、「ネイティブ方式」に対しては重大な問題点が多々指摘されており、基本的に当社もそれらの意見に賛同します。

- ・接続可能な ISP 事業者を 3 社に限定することは、電気通信事業法で禁止する差別的取り扱いや接続拒否に該当する恐れがある。
- ・ISP 事業者が当初から 3 社に絞られることで、インターネットの自由さと独創性が失われるほか、将来的に独占を招く可能性が高い。
- ・相互接続点を東西各 1 箇所に限定することは、活用業務としての広域接続を前提としており、本来の地域電気通信業務を逸脱している。
- ・網内折り返し機能は、各 ISP 事業者が本来独自に運用管理すべきポリシーを奪い、実質的に NTT 東西が ISP 事業者となってしまう。

NTT 東西と ISP 事業者は長い時間をかけて「IPv6 インターネット接続機能」の方式に関する協議を進めてきましたが、結果的に十分な意見調整・合意ができぬまま、現状に至っています。このような状態において、また上記のような問題点が指摘される状態では、直ちに「ネイティブ方式」を認めるべきではなく、むしろそもそもこの方式の採用自体が事実上困難なものと考えます。

逆に、「トンネル方式」に関しては、IPv6 NAT 機能の国際標準が定まっていないといった技術的な懸念にとどまり、重大な問題点の指摘はないことから、当社としては、現実的な解として「トンネル方式」のみを唯一の方法として採用すべきと考えます。

以上